

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区公共建築物の特定天井改修工事設計業務委託	No. 5100021
工（納）期	平成29年2月24日	
契約締結日	平成28年4月4日	
契約金額	14,850,000円(税込)	

契約相手方	一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会	
	(法人番号：1011505001547)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>荒川区公共建築物の特定天井改修工事設計業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名 称 一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会 所在地 荒川区西日暮里五丁目 20 番 4 号 代表者 代表理事 馬籠 良英</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、区内の対象施設 6 施設の施設運営面や施設利用者への影響、天井性能等の検討を行ったうえで、既存天井の撤去や補強、膜天井または改正告示に適用した耐震天井の設置等の改修方法の設計を委託するものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、</p> <p>① 本件は、建築基準法施行令・告示の改正に伴い既存不適格となった建築物を速やかに解消するため、建築物に関して高度な構造知識及び経験を有する建築士による設計が必要である。</p> <p>② 本件は、設計対象施設が多数あり、設計範囲も広範となるため、一つの建築設計事務所に委託するのは困難であり、荒川区を拠点とする各分野（意匠、構造、設備、積算）の建築士で構成された組織である上記相手方に委託することが望ましい。</p> <p>③ 上記業者は、平成 25 年度に実施した大規模天井調査を行っており、本業務の確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>